

令和8年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を独自に軽減して設定しています。

3 令和8年度の保育料（利用者負担）について

令和元年度以降の本市の保育所等保育料は、国基準の改定等がなかったため据え置きとしています。

令和8年度においても国基準額は変更のない予定となっています。

そのため、本市における令和8年度の保育所等保育料については、据え置きしたいと考えています。